（性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第二項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令の一部改正）

第百四条　性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第三条第二項に規定する医師の診断書の記載事項を定める省令（平成十六年厚生労働省令第九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）第三条第二項に規定する医師の診断書に記載すべき事項は、当該医師による診断を受けた者に係る次の各号に掲げる事項とする。	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）第三条第二項に規定する医師の診断書に記載すべき事項は、当該医師による診断を受けた者に係る次の各号に掲げる事項とし、当該医師は、これに記名押印又は署名しなければならない。
一～八　（略）	一～八　（略）
九　診断書を作成した医師の氏名	（新設）
十　（略）	九　（略）

（石綿障害予防規則の一部改正）

第百五条　石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部を次のように改正する。